



# 2009

日本政策金融公庫  
農林水産事業のご案内



## 目次

日本政策金融公庫の概要	1
農林水産事業の概要	2
ごあいさつ	2
主な業務の内容	3
融資の状況と効果	4
● 農業分野	4
● 林業分野	6
● 漁業分野	8
● 食品産業分野	10
多様な経営支援サービスの提供	12
農林漁業分野における民間金融サポートの推進	15
融資制度	16
● 事業目的別にみた主な融資制度	16
● 平成21年度からの新しい融資制度（トピックス）	18
ご相談窓口一覧	20

### (注) 本誌の計数について

#### 1. 単位未満の計数

金額の単位未満は切り捨てています。  
また、比率(%)は原則として表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

#### 2. 表示方法

該当数字のない場合は「—」と表示しています。

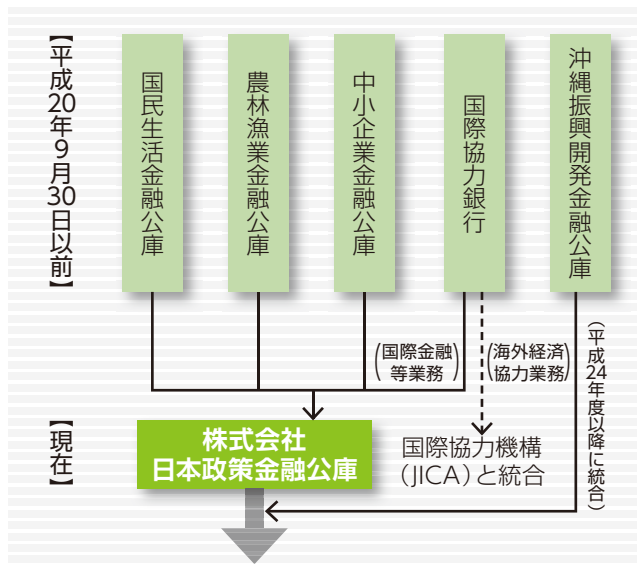
# 日本政策金融公庫の概要

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が統合して、平成20年10月に発足しました。

## 日本政策金融公庫のプロフィール

- 名称：株式会社日本政策金融公庫（略称：「日本公庫」）
- 発足年月日：平成20年10月1日
- 根拠法：株式会社日本政策金融公庫法
- 本店：東京都千代田区大手町1-9-3
- 総裁：安居 祥策（やすい しょうさく）
- 資本金等：資本金 2兆4,521億円  
準備金等 1兆4,726億円（平成21年3月末現在）
- 支店等：国内 152支店  
海外駐在員事務所 19カ所
- 職員数：8,107人（平成21年度予算定員）
- 総融資残高：24兆6,478億円（平成21年3月末現在）
  - 国民生活事業 7兆5,392億円
  - 農林水産事業 2兆7,583億円
  - 中小企業事業 5兆6,393億円（融資業務）
  - 国際協力銀行 7兆2,806億円（出融資残高）
  - 危機対応円滑化業務 1兆4,301億円

## 日本政策金融公庫への移行



## 日本政策金融公庫の主な業務



### 危機対応円滑化業務

主務大臣が認定する金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、指定金融機関に対し、一定の信用供与を行う業務

# 農林水産事業の概要

## ごあいさつ

日本政策金融公庫（「日本公庫」）農林水産事業に対する皆さまの日頃のご支援とご協力に心からお礼申し上げます。

日本公庫農林水産事業は、農林漁業金融公庫の機能・役割を引き継ぎ、平成20年10月に新たにスタートしました。

これまで農林漁業金融公庫が行ってきた、農林漁業や食品産業の皆さまへの長期・低利の融資を引き続き行っていくとともに、より地域やお客さまの実情に応じたきめ細やかな経営支援サービスに努めてまいります。

具体的には、すべての都道府県（沖縄県を除く）に農林水産事業の職員を配置したほか、定期相談窓口も全国約110カ所に設置し、お客さまがより身近なところでご相談いただける体制を整えました。

さらに、農林水産業の経営全般の専門家である「農業・林業・水産業経営アドバイザー」や民の力で農業経営の課題解決に取り組むNPO法人日本プロ農業総合支援機構（J-PAO）などと連携して様々な相談にお応えする経営支援活動、国産農産物の販路拡大を支援する「アグリフードEXPO」などのビジネスマッチング、農商工連携の推進、農林水産物の輸出支援といった幅広いサービスの提供を、統合によるシナジー効果も発揮して行ってまいります。

近年、農業を取り巻く環境は、食料供給に関する国民の不安の増大や農業生産構造の脆弱化、農村地域の活力の低下といった厳しい事態に直面してお



り、農業の持続的発展のための取り組みが求められています。林業・水産業においても、それぞれの産業構造の変化に対応した経営の確立が急務となっています。このような情勢において、政策金融機関としてお客さまの「経営」を「現場」で支えてきた我々の役割は、ますます重みを増していると感じています。

日本公庫農林水産事業は、これまでと同様に、農林漁業や食品産業の皆さまの経営発展を支援し、長年培ってきた「現場感覚」に立脚した専門性・独自性によって、これまで以上に、お客さまのお役に立てるよう努めてまいります。

今後とも皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

株式会社日本政策金融公庫  
農林水産事業本部長 坂野 雅敏



# 主な業務の内容

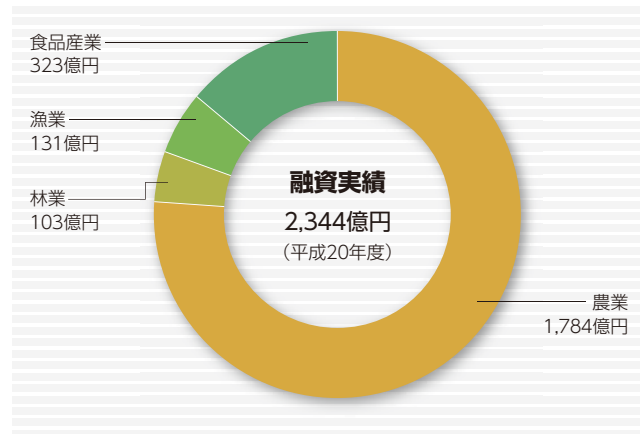
## 長期固定・低利の融資

農業、林業、漁業、食品産業にかかわる設備投資や経営改善などに必要な事業資金を中心に、投資の回収に長期間かかる、天候の影響で収益が不安定といった農林漁業や食品産業の特性を考慮した長期固定・低利の資金です。

### 【平成20年度融資実績】

日本公庫農林水産事業は、平成20年度<sup>\*</sup>に、農林漁業や食品産業を営む皆さまに対し、11,496件（対前年度比110%）、2,344億円（同100%）を融資しました。資金種別では、農業関係資金1,784億円、林業関係資金103億円、漁業関係資金131億円、食品産業関係資金323億円となりました。

※平成20年4月から9月までの旧農林漁業金融公庫の事業年度を含む。



## 多様な経営支援サービスの提供

農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営をサポートするために、豊富な情報とノウハウを活用した多様なサービスを提供しています。

### ▶ お客さまコールセンター、定期相談窓口の設置

農林水産事業の人員を配置する全国48支店や、テレビ電話などで情報を提供する104支店のほか、お客さまコールセンターや全国約110ヵ所に定期相談窓口を設置し、お客さまのより身近なところでご相談をお受けしています。

### ▶ ビジネスマッチング支援

農林漁業と食品産業の双方をサポートしている特性を生かして、国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」やインターネットによるビジネスマッチングサイト「アグリフードEXPOインターネットマッチング」を通じて販路や仕入先拡大を支援しています。

### ▶ 農林水産業経営アドバイザー、外部ネットワークとの連携による経営支援

農業、林業、水産業の経営に関する専門家である「農業経営アドバイザー、林業経営アドバイザー、水産業経営アドバイザー」を中心に、業務協力機関とも連携して、経営全般に関する様々なご相談にお応えします。

### ▶ 情報提供

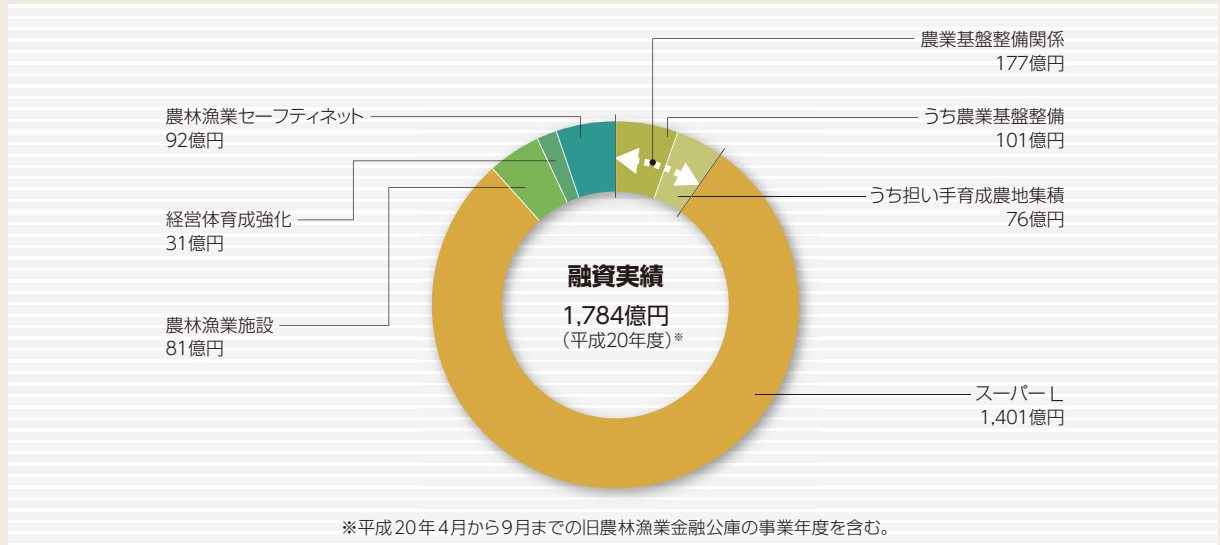
情報誌「AFCフォーラム」や各種レポートの発行、プレスリリースやホームページなどを通じて、お客さまや関係機関の皆さまに役に立つ情報を発信しています。

## 民間金融機関とのパートナーシップの強化

業界動向やリスク評価などに関する情報提供および証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の融資に参入できるよう環境を整備しています。

## 農業分野

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金提供を通じ、農業者の創意工夫や主体性を発揮した経営改善の取組や環境保全を重視した取組を積極的に支援しています。



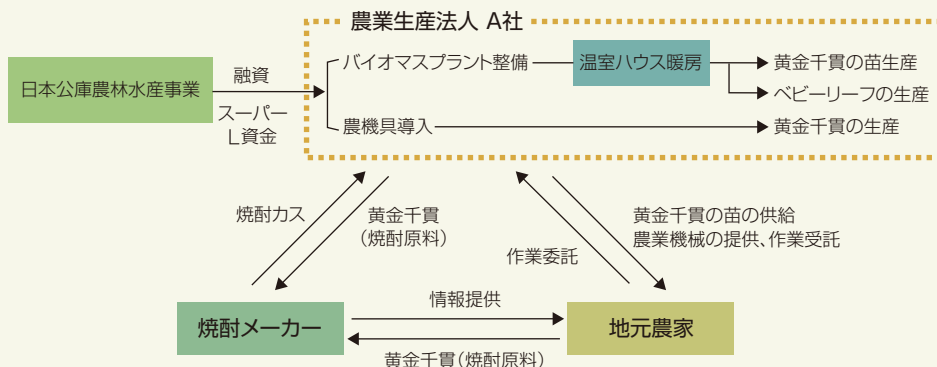
### 農業生産法人が実施する循環型農業の取組をスーパーL資金で支援

A社は、地元農家と焼酎メーカーが共同で設立した農業生産法人です。

焼酎の製造工程で発生する焼酎カスの有効利用を図るため、A社ではスーパーL資金を利用し、バイオマスプラントと温室ハウスを整備しました。焼酎カスをバイオマスプラントで発酵させ生成したバイオガスは温室ハウスの暖房に有効利用し、焼酎原料のサツマイモ「黄金千貫」の春先の苗の栽培やベビーリーフの周年栽培で活用しています。

この設備投資により、A社は廃物資源の有効活用による循環型農業を実現しました。

このほか、A社は焼酎メーカーへの「黄金千貫」の原料供給を拡大するため、スーパーL資金を利用し、大型農機具を導入しました。A社は、大型農機具を利用して契約農家の作業を受託し、高齢農家の作業負担軽減による安定生産と作業効率の向上を図り、地域農業の振興に貢献しています。



## 農業の担い手をスーパーL資金が支援しています

スーパーL資金は、国内の農業を担っていく農業経営者を育成、支援する資金です。

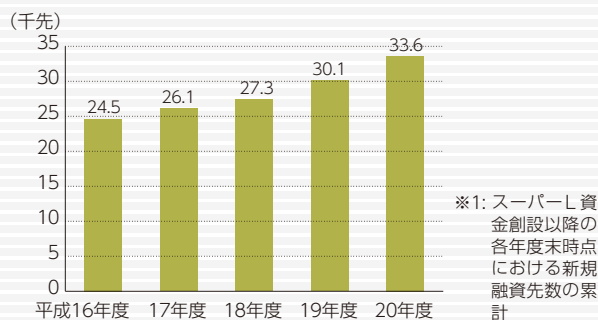
この資金は「農業経営基盤強化促進法」などにに基づき認定農業者が利用する経営改善のための長期固定・低利の資金です。新規就農者や異業種からの参入法人などの新しい担い手への支援も拡大しています。

【認定農業者に占めるスーパーL資金融資先数】

	認定農業者	うちスーパーL融資先
個人	232千先	29.2千先
法人	13千先	4.4千先
合計	245千先	33.6千先

平成21年3月末時点(但し認定農業者数は平成20年12月末時点)

【スーパーL資金融資先数\*1】

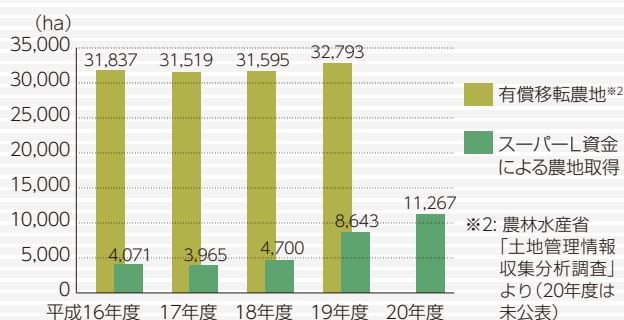


## 農地の利用集積にもスーパーL資金が利用されています

食料の安定供給、経営の合理化による生産コストの低減のためには、担い手への農地の利用集積が必要です。

スーパーL資金は、農地の取得にも利用でき、平成20年度、スーパーL資金を利用して担い手が取得した農地面積は1.1万ヘクタール以上にのぼります。特に、平成19年度以降は、スーパーL資金の実質無利子化措置により、農地取得面積が大幅に増加しており、農地の流動化にも貢献しています。

【スーパーL資金による農地取得面積と全国の有償移転面積】

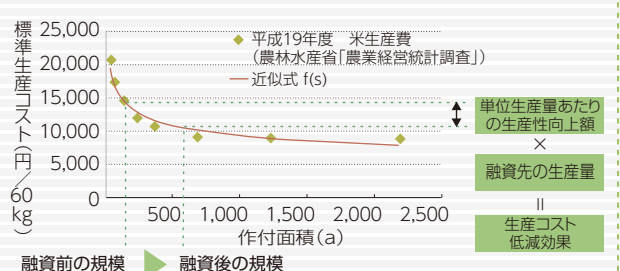


### 【融資による担い手の経営改善効果の試算】

担い手の経営改善の取組は、農業の生産性向上や、食料の安定供給の確保など様々な効果が期待できます。ここでは、その一例として、規模拡大による生産コストの低減効果を部分的に試算しました\*3。その結果、平成20年度スーパーL資金の融資先では、目標年(概ね5年後)において年間46億円生産コストが低減されると推計されます。

※3: 融資先の現況規模と目標規模より、業種別の単位生産量あたりの生産コストの変化を推計し試算。単位生産量あたりの生産コストは、農林水産省「生産費調査」、「農業経営統計調査」から推計。試算の対象とした営農類型は、稲作、北海道畑作、野菜、果樹、酪農、肉用牛、養豚、採卵鶏、ブロイラー。

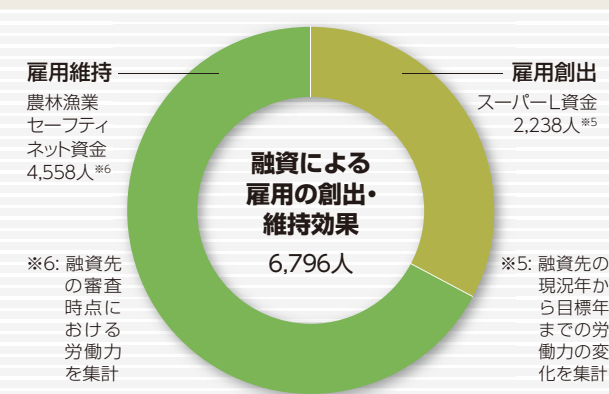
### 【稲作の生産コスト低減イメージ】



## 経営支援を通じて雇用の創出・維持に貢献しています

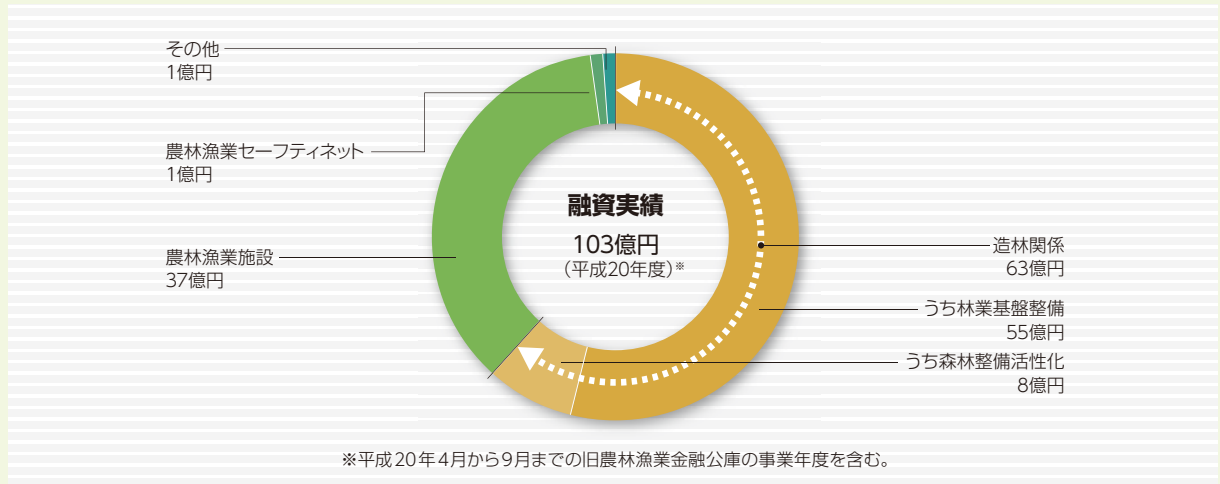
事業の拡大を伴う投資は、農業分野における雇用の創出にもつながります。平成20年度のスーパーL資金の融資先における労働力の増加人数は、2,238人と見込まれます\*4。また、天候や社会情勢などの変化により一時的に経営が悪化した農業者に対して、セーフティネット資金の融資を通じて経営の維持安定を支援し、4,558人の雇用機会の確保に貢献したと推計されます。

※4: 設備投資は、農業機械など他産業部門の生産を誘発するため、間接的な雇用効果も期待できます。平成20年度の設備向けスーパーL資金による間接的な雇用誘発効果は、約1万9千人と推計されます。(産業連関分析により、融資対象事業費をもとに二次波及効果まで計算)



# 林業分野

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、多面的機能を有する森林の整備や国産材の供給・加工体制整備を積極的に支援しています。



## 地域林業を担う森林組合の製材工場建設を行政と一体となって支援

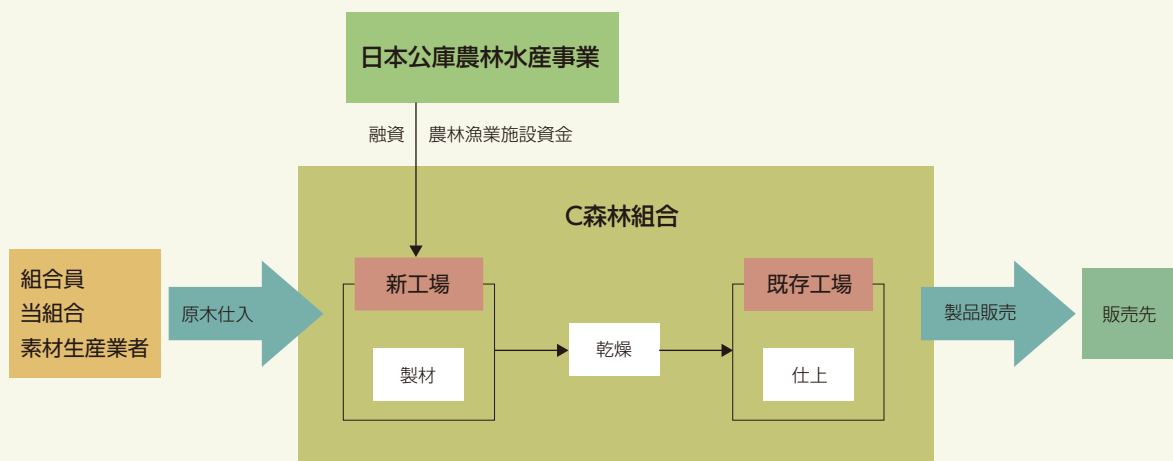
C森林組合は、県内の原木の24%を扱い、森林整備のほか、原木市場、製材工場、プレカット工場を運営し、素材生産から木材加工までを一貫して経営しています。

C森林組合の生産する木材は高品質との評価を受けていましたが、引き合いの強かった乾燥材を安定して生産できるだけの製造設備を有していなかったことから、製材工場を増設し、既存

工場は仕上工程の専門工場に改修して、乾燥材の増産に取り組みました。

この事業は地域への波及効果が大きいことから、行政も補助事業などで支援をし、日本公庫農林水産事業は、補助残額の部分について農林漁業施設資金(共同利用施設)を融資しました。

乾燥材の増産に伴い必要となる原木の調達の大半は、C森林組合自身が伐採請負、原木生産の増加で賄う計画です。

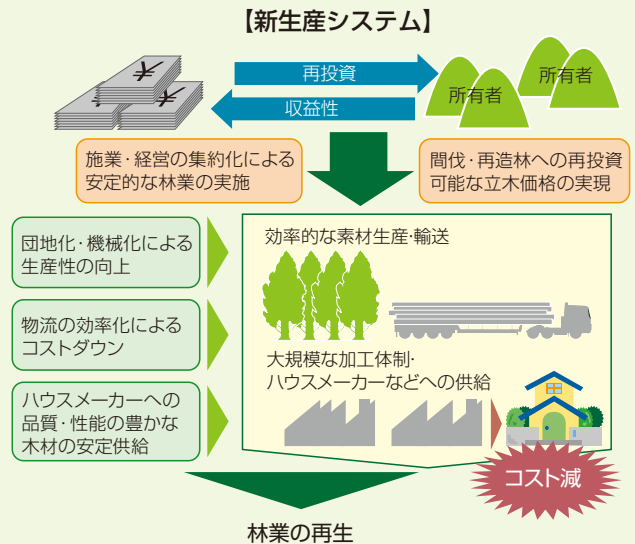




## 新生産システムの取組を支援しています

国が平成18年度より推進している「新生産システム事業」は、大規模な人工林資源がある地域において、施業の集約化、低コストで安定的な原木供給、ニーズに応じた最適な流通・加工体制の構築の取組を集中的に実施することにより地域材の利用拡大を図るとともに、森林所有者の収益性を向上させる仕組みを構築することを目的としています。

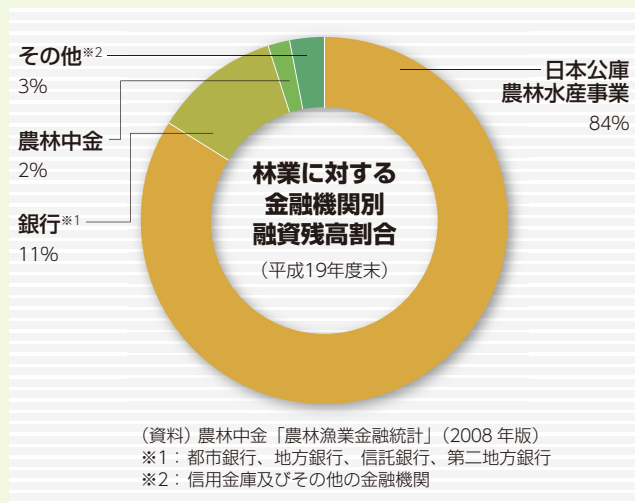
日本公庫農林水産事業では平成20年度までに、新生産システムモデル地域全国11地域のうち8地域において融資を行い、中山間地域の林業者の収益向上と、森林整備・地域林業の再生が推進されました。



## 民間金融機関からの資金調達が困難な林業経営体への融資を担っています

林業経営は、投下資本の回収に長期間を要し、財務基盤が脆弱な事業体が多いなどの特性から、民間金融機関からの資金調達が困難な状況にあります。

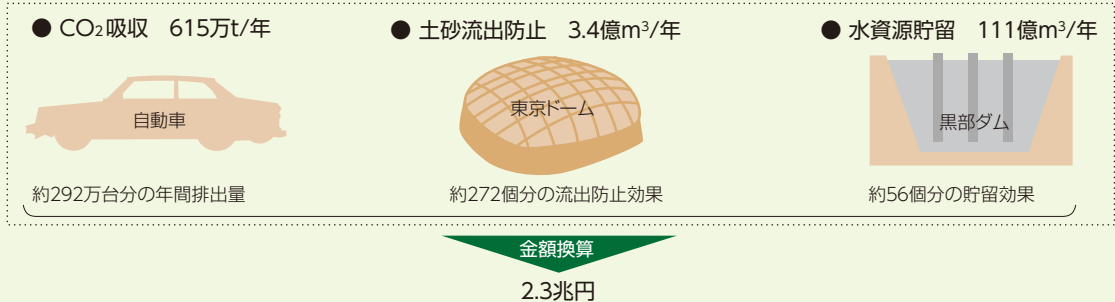
そのため、日本公庫農林水産事業は林業経営体向けの長期固定・低利融資を実施してきており、平成19年度においては、融資残高ベースで全国の林業融資のおよそ8割を担っています。



### 【ご融資先の森林がもつ公益的機能の試算】

森林は林業経営を通じて適切に管理されることにより、水資源かん養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収などの多面的機能を発揮することが期待されます。

平成20年度末における林業資金のご融資先が保有する人工林150万ha<sup>\*3</sup>について、過去の研究事例<sup>\*4</sup>から多面的機能を部分的に試算したところ、次のように推計されました。

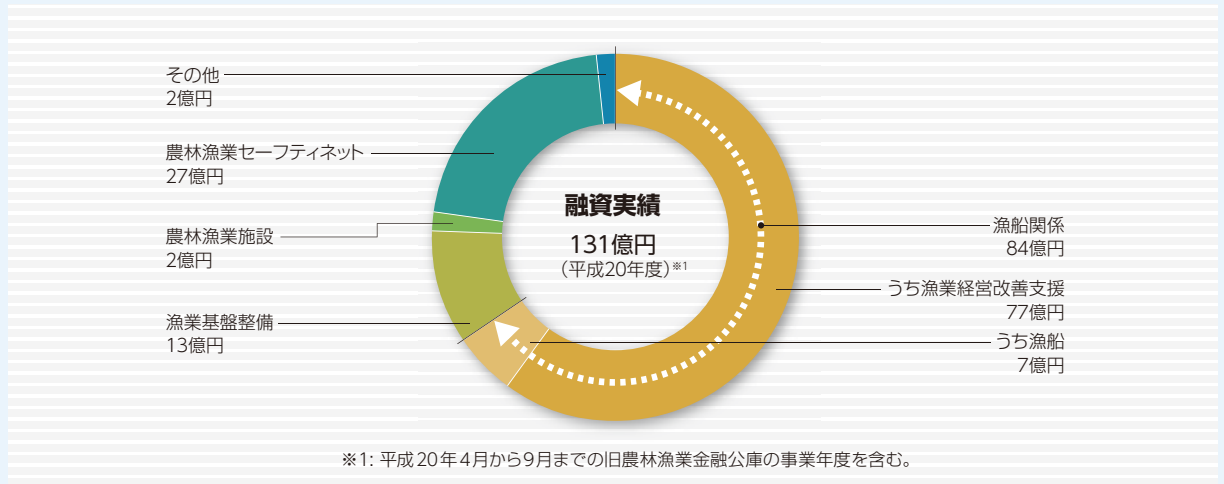


※3: 人工林面積が不明の場合は、融資先の保有山林面積に全国の人工林比率(林野庁)を乗じて推計

※4: 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する評価について」、国土交通省「自動車輸送統計」、環境省「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定める排出係数一覧」、日本自動車工業会「産構審・中環審合同会議資料」

# 漁業分野

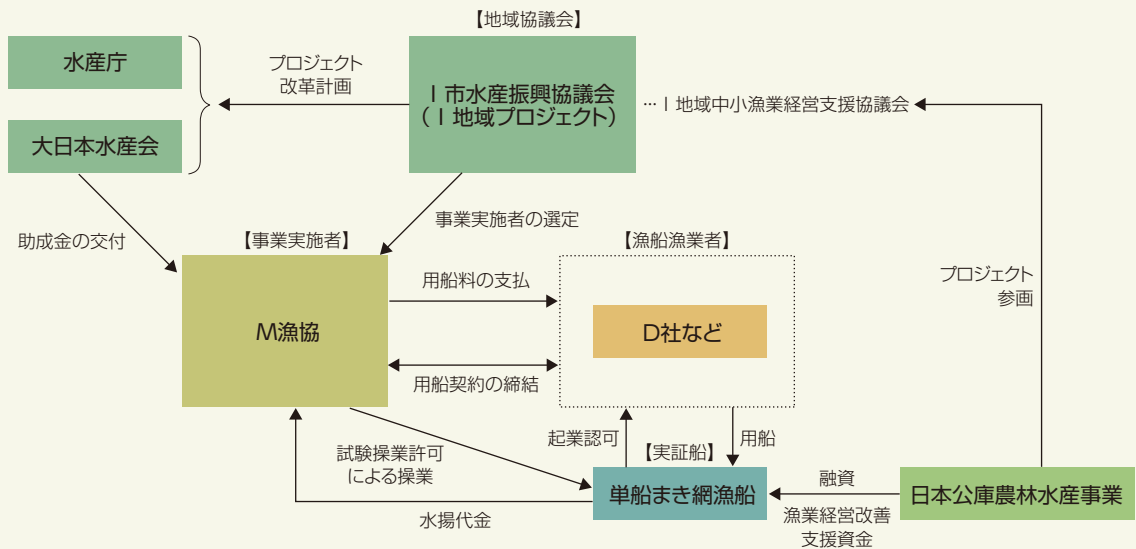
「水産基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担い手支援を積極的に展開しています。



## 「Gプロ」の認定を受けた次世代改革型漁船の建造を支援

平成19年度からスタートした漁船漁業構造改革推進集中プロジェクト(Gプロ)<sup>※2</sup>に基づき、漁船漁業者であるD社がM漁協と連携して取

り組む省エネ・省力化を可能とする高生産性の単船まき網実証船の建造に対して漁業経営改善支援資金を融資しました。



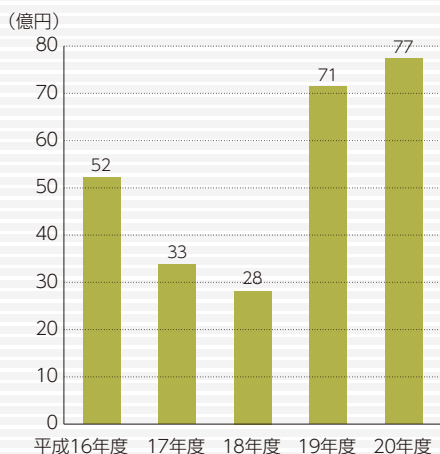
※2用語解説 漁船漁業改革推進集中プロジェクト(Gプロ): 国は平成19年度から5年間の事業として、漁業者および地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性の向上を図る「漁船漁業改革推進集中プロジェクト(Gプロ)」を立ち上げています。日本公庫農林水産事業は漁船の建造・取得資金の融資にとどまらず、漁船漁業の収益性向上に結びつく地域関係者の共同取組(地域プロジェクト)のメンバーとして参画するなど積極的に関与しています。

## 漁業の担い手を支援しています

漁業経営改善支援資金は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく改善計画の認定を受けた方の経営を総合的に支援する融資制度です。

平成19年度以降、「Gプロ」への積極的な参画により、漁業経営改善支援資金の融資額が大幅に伸びており、平成20年度は5隻の漁船建造に対して40億円を融資するなど、合計で77億円の融資を実行しました。

【漁業経営改善支援資金融資実績】

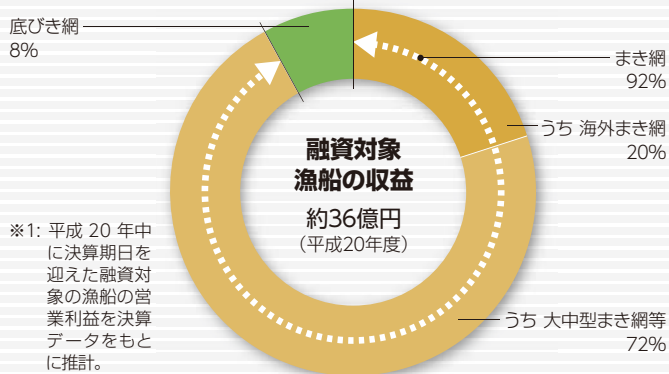


### 【漁船の建造による漁業者の収益確保の効果を試算】

漁業経営の持続的発展のためには、老朽化した漁船に代わり、高性能な漁船を建造し、収益性を高める必要があります。

日本公庫農林水産事業は、漁船の建造に必要な資金を融資し、経営改善を支援することにより、漁業者の収益確保に貢献しています。

日本公庫農林水産事業の融資対象漁船が平成20年度にあげた収益は約36億円と推計<sup>\*1</sup>されます。

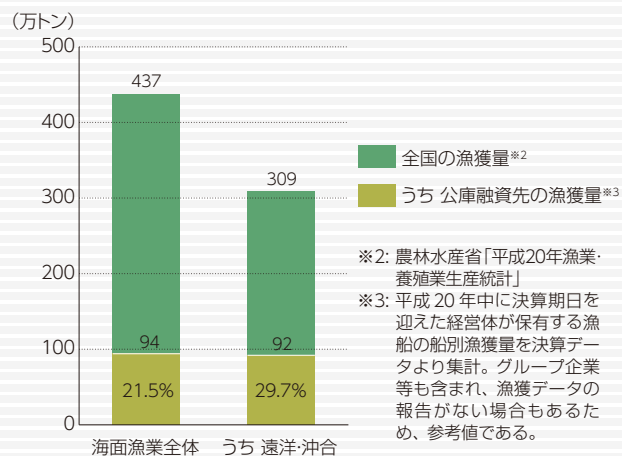


## 国内の漁業生産を支えています

日本公庫農林水産事業の漁業資金を利用した漁業経営体の平成20年における漁獲量は約94万トンと推計されました。

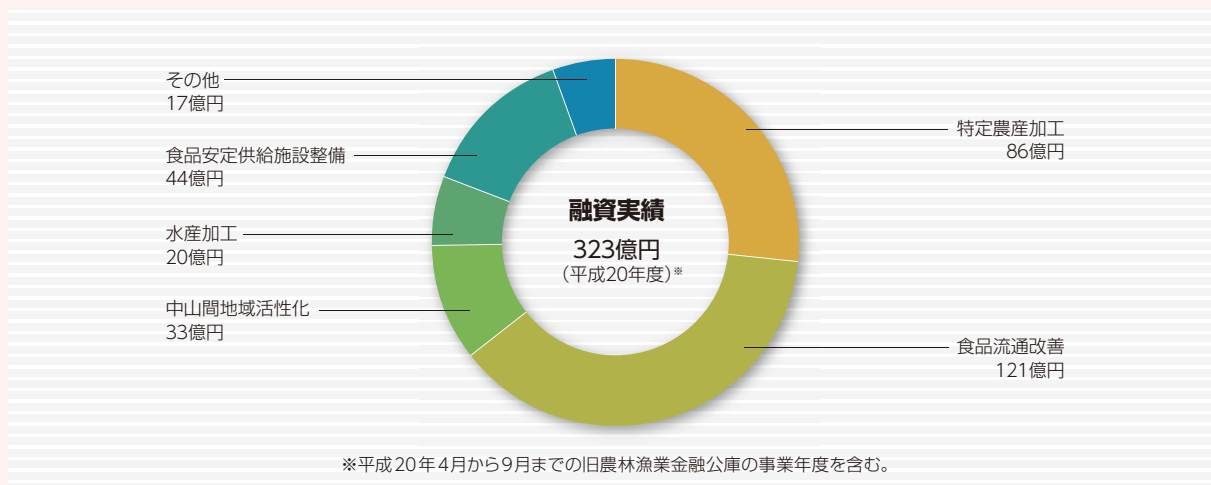
これは、国内の海面漁業漁獲量437万tに対して21.5%に相当します。特に、沖合・遠洋漁業に限って見た場合、国内漁獲量の約30%に相当し、国内の漁業生産に大きな役割を果たしています。

【海面漁業漁獲量】



# 食品産業分野

食品の安全性を確保するための投資に伴う経営上のリスクや、国産原材料の調達为天候や市況の影響を受けやすいといったリスクを抱える食品製造・流通分野において、適切な資金提供を行っています。



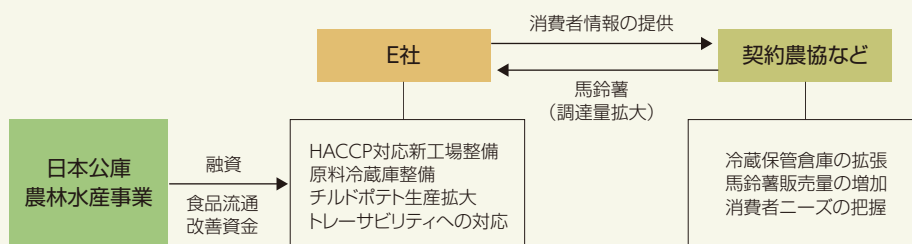
## 契約栽培を通じて生産者と連携を深める、野菜加工品製造業者のHACCP手法に基づいた新工場整備を支援

E社は、北海道産馬鈴薯を原料に業務用のチルドポテトを製造する農産加工メーカーです。消費者の安全志向、国産志向で、国産農産物を原料とするE社のチルドポテトへのニーズの強まりを背景に、E社では、馬鈴薯の主要産地である北海道の農協などとの契約栽培を拡大し、馬鈴薯の調達量を増やす一方、消費者の安全志向に対応するため、HACCP手法に基づいた新工場を整備しました。また、新工場では最新技術を用いた設備を導入し、チルドポテトの賞味期限を大幅に延長することもできるようになりました。日本公庫

農林水産事業はこれらの設備導入に対し、食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設)を融資しました。

一方、契約栽培を行う農協は取引量の拡大に対応するため冷蔵保管倉庫の改築に取り組みました。

日本公庫農林水産事業は、このように食品製造業者と生産者が提携して、国産農畜水産物を使用し、食の安全性や品質の高度化、効率的な生産形態を構築する事業を金融面で支援しています。





## 国産農林水産物の利用を支えています

食品産業向け融資は、国産の原材料を取り扱う企業を対象としており、国内の農林水産物の利用の増加につながっています。平成20年度の融資実績に基づいて、これら融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産原材料の取引量が約14万トン増加すると見込まれます。

なかでも、中山間地域活性化資金、食品流通改善資金（うち食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設）は、国産農林水産物の取扱量増加を融資の要件としており、「農食連携」の促進に寄与しています。



### 【農食連携資金の政策効果】

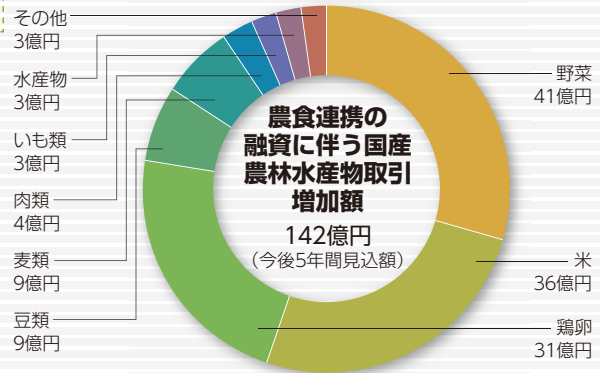
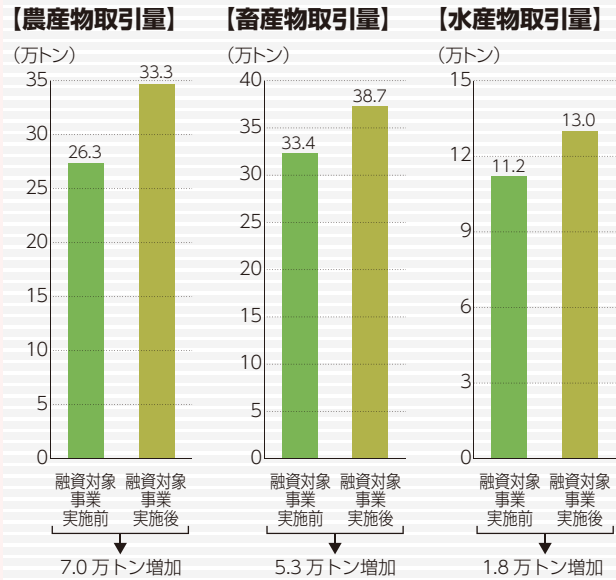
上記の「農食連携資金<sup>※1</sup>」の平成20年度融資額は135億円で、ご融資先の国産農林水産物の取引は今後5年間で142億円増加すると見込まれます<sup>※2</sup>。

これにより、農林漁業者の所得は約39億円増加するものと推計されます<sup>※3</sup>。

※1：農食連携資金：中山間地域活性化資金、食品流通改善資金（食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設）

※2：向こう5年間の国産原材料利用増加分に相当する取引増加見込額  
 $\text{=}\sum(\text{融資先の国産原材料増加見込量})\times\text{品目別単価}$

※3：※1の取引増加見込額に、品目（または業種）別の所得率を乗じて試算



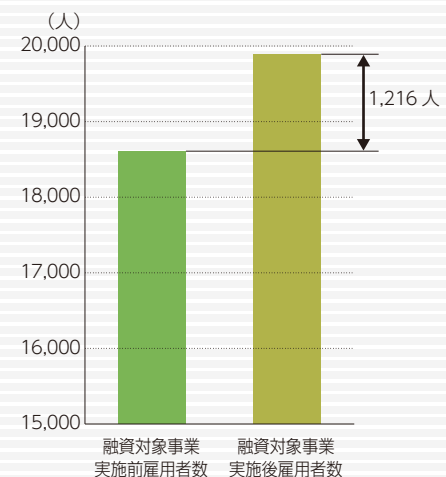
## 食品産業への融資を通じて雇用の創出に貢献しています

平成20年度の食品産業向け融資の対象となった事業拡大（工場の新設、部門の拡大）に伴い、ご融資先企業では1,216人の雇用が創出されると推計されます。

また、食品加工流通施設への設備投資により、建設や機械部門などにおける生産も誘発されるため、波及効果として約8,200人の間接的な雇用創出効果も期待できます<sup>※4</sup>。

※4：産業連関分析により、融資対象事業費をもとに二次波及効果まで推計

### 【食品産業への融資を通じた雇用創出】



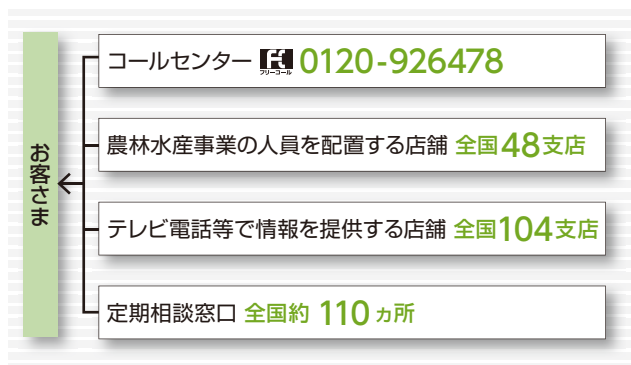
# 多様な経営支援サービスの提供

多様な経営支援サービスの提供と継続的なお客さまへのフォローを推進しています。

お客さまのより身近なところで、個々のお客さまのニーズ・課題にマッチした「経営改善のアドバイス」、「ビジネスマッチング」、「専門家の紹介」など様々な提案や情報提供を通じて、農林漁業や食品産業の担い手を支援しています。

## お客さまの身近なところでご相談をお受けしています

各支店やお客さまコールセンターのほか、全国約110カ所に定期相談窓口を設置し、お客さまのより身近なところで、ご相談をお受けしています。



多様な経営支援サービスの提供

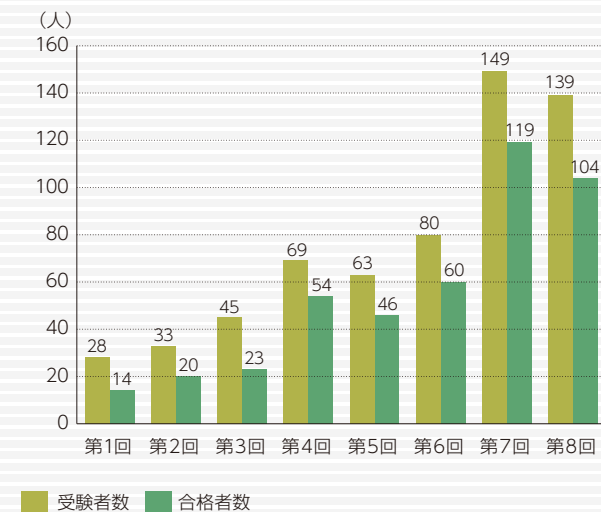
## 農林水産業経営アドバイザーを活用した経営支援を行っています

「農業の特殊性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家のアドバイスが欲しい」といった多くの農業経営者から公庫に寄せられる要望に応え、平成17年度に農業経営アドバイザー制度を創設しました。これまで8回の試験を開催し、沖縄県を除く46都道府県に合計440名の農業経営アドバイザーが誕生しています。

平成20年度には林業および水産業経営アドバイザー制度も創設し、4名の林業経営アドバイザーと7名の水産業経営アドバイザーが誕生しました。

日本公庫農林水産事業は、農林水産業の担い手の経営全般に関するご相談をお受けできる専門家の育成を行うとともに、公庫職員以外の税理士や中小企業診断士などの農業経営アドバイザーとの連携による経営コンサルティングの支援を行っています。

【農業経営アドバイザー試験の結果】



(注) 受験者数は事前試験不合格者を除く

### 【農業経営アドバイザー合格者の内訳 (平成21年3月末現在)】

- 業務協力金融機関 ..... 104名
- 税理士・中小企業診断士 ..... 221名
- 普及指導員ほか ..... 42名
- 公庫職員 ..... 73名





## お客さまや関係機関の皆さまに役立つ情報を提供しています

情報誌「AFCフォーラム」や各種レポートの発行、プレスリリースやホームページなどを通じて、お客さまや関係機関の皆さまに役立つ情報を発信しています。

### ●「AFCフォーラム」

農林漁業や食品産業を取り巻く最新のテーマや全国の優れた経営事例を紹介するオピニオン誌です。

### ●「アグリ・フード・サポート」

お客さま向けに融資制度の紹介やイベント情報の詳細をお知らせしています。

### ●「情報戦略レポート」

担い手農業者の決算動向や景況調査、食品企業の景況調査、食品に関する消費者の意識や購買行動に関する調査結果など専門性の高い情報をとりまとめ、プレスリリースやホームページを通じてご紹介しています。

### ●「技術情報」

国や県の農業試験研究機関で農業技術の発展に貢献してきたベテランの専門家による最新の農業経営・技術に関する情報をホームページを通じてご紹介しています。



## 新たな融資手法を通じて経営を支援しています

### ▶ 融資審査の効率化と手続の迅速化に努めています

担い手農業者向け融資に「農業版スコアリングモデル<sup>\*</sup>」を活用した審査手法を導入し、一定の基準を満たす方については、行政手続に要する期間を除き、6営業日以内に融資の可否について回答するようにしています。

また、認定農業者向けのスーパーL資金については500万円までの借入申込について、一定の基準を満たす方について6営業日以内に無担保・無保証人による融資の可否を回答するようにしています。

### ▶ 不動産担保や保証人に過度に依存しない融資への取組を進めています（平成20年度における動産・債権担保融資の事例）

肉用牛など畜産農家の事業資産を担保にした畜産版のABL（動産・債権担保融資）に関して、平成20年度は千葉県食肉公社と複数の飼料会社との間で6件の「肉用牛ABLに関する協定書」の締結に合意し、千葉県において、協定書に基づき9件の融資を行いました。

日本公庫農林水産事業は、今後も、保証人および不動産担保に過度に依存しない融資手法として畜産分野においてABLの普及に取り組み、畜産農家の経営支援を図ってまいります。

## 事業再生支援に取り組んでいます

平成20年度は、経営環境の変化や過剰な債務負担により、事業の円滑な継続に支障をきたしている農林漁業者や食品企業に対し、償還条件の緩和や新規融資などを通じた事業再生支援に積極的に取り組みました。

具体的には、再生支援の候補先として57先（農業41先、林業3先、漁業4先、食品企業9先）を選定し、経営実態を調査・分析したうえで、経営改善計画の作成、償還条件

の緩和、新規融資などの支援策を検討しました。

この結果、36先について経営改善計画の作成を支援するとともに、このうち16先について償還条件の緩和を実施し、7先について新規融資を実行しました。

平成21年度においても、引き続き民間金融機関などと連携し、農林漁業の構造改善と食料の安定供給の確保に資する事業再生支援に取り組んでまいります。

<sup>\*</sup>用語解説 農業版スコアリングモデル：農業経営の特性を考慮し、財務データだけではなく生産に関するデータや定性的な情報を加味し、さらに営農類型ごとの特徴も加えて日本公庫農林水産事業が独自に開発した個別農業経営の信用評価を行うシステムです。



# 農林漁業分野における民間金融サポートの推進

## 民間金融機関とのパートナーシップの強化を図っています。

業界動向やリスク評価に関する情報提供や証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の融資に参入できるよう環境を整備していきます。

### 業務協力の推進

#### ▶ 業務協力の締結

平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、民間金融機関と業務協力に関する覚書を締結し、勉強会、合同営業や協調融資など民間金融機関の農林漁業分野における融資への参入を支援する取組を行っています。

業務協力金融機関(平成21年3月末現在)	
農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会	35
銀行	83
信用金庫	71
信用組合	6
リース会社など	9
(合計)	205



平成20年11月に東京で開催した「業務協力シンポジウム」には、業務協力協定を締結する42金融機関から60名の参加をいただきました。

### ACRIS(農業信用リスク情報サービス)の提供

ACRISは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、日本公庫農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです。

平成20年10月から、会員有料サービスとして業務をスタートしました。

日本公庫農林水産事業では、ACRISを農業金融活性化のツールとして位置づけるとともに、今後は、スコアリングモデルの提供のみならず、業種別の審査ポイントの提供などを通して、ACRISのさらなる機能拡充に努めています。

スコアリング・シート

ACRIS  
【ACRIS利用による帳票イメージ】

財務診断分析資料

＜目次＞

- 1 決算の概要
- 2 収益構造のゾーン分析
- 3 財務指標のゾーン分析
- 4 単位生産規模当たり財務指標のゾーン分析
- 5 経営の強みと弱み(コメント)
- 6 経営改善シミュレーション

### 証券化支援業務

日本公庫農林水産事業は、民間金融機関による農業分野への融資推進のため、新たな信用補完への枠組(証券化支援業務)を構築し、平成20年10月から業務を開始しました。この枠組を活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%または5千万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能になります。

平成20年度末時点で、全国17の金融機関が日本公庫農林水産事業と基本契約を締結しています。

このうち5金融機関で、本業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を新たに開発し、平成21年2月には、第1号案件が実行されました。

#### 【基本契約を締結した金融機関数(平成21年3月末現在)】

	地方銀行	信用金庫	信用組合	総計
北海道	1	1	—	2
関東・中部	2	2	2	6
九州	4	5	—	9
合計	7	8	2	17
(うち新商品開発)	(4)	(1)	—	(5)

# 事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件で  
ご利用できます。

ここに掲載されている事業や融資制度は主なものです。  
このほかにも利用できる事業や融資制度がありますので、ご相談ください。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済据置期間(以内)
<b>効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地などの取得</li> <li>● トラクターなどの農機具の取得</li> <li>● 農舎、温室、畜舎などの施設の整備</li> <li>● 家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など</li> <li>● 償還負担を軽減するための農業負債整理資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金 (略称：スーパーL資金)</li> <li>(その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金</li> </ul>	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備</li> <li>● 施設の稼働に関連する経費</li> </ul>	農林漁業施設資金 (略称：スーパーW資金)	10～15年	3年
<b>事業再生による農業者の再生・整理承継</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の再生に必要な資金</li> </ul>	経営体育成強化資金	25年	3年
<b>環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家畜排せつ物処理施設の整備</li> <li>● バイオマス利活用施設の整備</li> <li>● 太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産経営環境調和推進資金</li> <li>農林漁業施設資金(環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設)</li> </ul>	15～20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用水路、排水路、農道の整備</li> <li>● ほ場、牧野の整備</li> <li>● 農業集落排水施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業基盤整備資金</li> <li>担い手育成農地集積資金</li> </ul>	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農舎、温室、畜舎などの施設の整備</li> <li>● 農産物の処理加工施設の整備</li> <li>● トラクターなどの農機具の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振興山村・過疎地域経営改善資金</li> <li>農林漁業施設資金(アグリサポート事業)</li> </ul>	25年	8年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農作業受託に必要な農機具の取得、農舎の整備</li> <li>● 施設の稼働に関連する経費</li> </ul>	農林漁業施設資金(アグリサポート事業)	10～15年	3年
<b>セーフティネット機能</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金</li> </ul>	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災した生産設備の復旧</li> </ul>	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～25年	10年
<b>ベンチャーなど新規事業育成</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための)</li> <li>● 農産物の生産施設や機械の取得</li> <li>● 農産物の加工販売施設の整備</li> <li>● 試験研究施設の整備</li> <li>● 施設の稼働に関連する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業施設資金(特別振興事業)</li> <li>資本的劣後ローン</li> </ul>	10～15年	3年
	資本的劣後ローン	18年固定	8年固定
<b>適切な森林整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人工植栽、天然林の改良</li> <li>● 下刈、間伐などの森林の保育管理</li> <li>● 造林用機械の取得</li> <li>● 林道、作業道の開設・改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐)</li> <li>森林整備活性化資金</li> </ul>	20～55年	3～35年
	森林整備活性化資金	30年	20年
<b>林業の担い手の経営改善</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 造林のための土地、林地の取得</li> <li>● 分収林の取得</li> </ul>	林業経営育成資金	20～35年	20～25年
<b>地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林産物の処理加工施設の整備</li> <li>● 林産物の流通販売施設の整備</li> <li>● 素材生産施設・機械の取得</li> <li>● 森林レクリエーション施設の設置</li> <li>● 集会施設などの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振興山村・過疎地域経営改善資金</li> <li>林業構造改善事業推進資金</li> <li>農林漁業施設資金</li> <li>中山間地域活性化資金</li> </ul>	25年	8年
	林業構造改善事業推進資金	20年	3年
	農林漁業施設資金	15～20年	3年
	中山間地域活性化資金	15～25年	3～8年
<b>セーフティネット機能</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金</li> </ul>	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復旧造林、林道の復旧</li> </ul>	林業基盤整備資金(災害復旧)	20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災した生産設備の復旧</li> </ul>	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～20年	3年

資金の使いみち		主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済 据置期間(以内)
漁業 融資	<b>漁業の担い手の経営改善</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁具、漁船漁業用施設などの整備</li> <li>● 漁獲物の処理加工施設の整備</li> <li>● 漁業経営の改善に必要な長期資金</li> <li>● 養殖用施設・作業船の整備</li> </ul>	漁業経営改善支援資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置</li> </ul>	漁船資金	5～12年	2年
	<b>水産資源の適切な管理と持続的利用への取組</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁場の改良・造成</li> <li>● 種苗生産施設の設置</li> <li>● 漁業環境保全のための施設の整備</li> </ul>	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
	<b>漁村環境活性化</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁港施設の整備</li> <li>● 漁業集落排水施設などの整備</li> </ul>	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年	3年
	<b>セーフティネット機能</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 負債整理資金</li> </ul>	漁業経営安定資金	15～20年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金</li> </ul>	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災した生産設備の復旧</li> </ul>	農林漁業施設資金(災害復旧)	15～20年	3年	
食品 産業 融資	<b>安全・安心な食品の安定供給への取組</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など</li> </ul>	食品産業品質管理高度化促進資金 (略称：HACCP資金)	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備</li> <li>● 米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など</li> </ul>	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
	<b>原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備</li> <li>● 需要を開拓するための展示・販売施設の整備</li> </ul>	中山間地域活性化資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など</li> <li>● 他の農産加工業への転換のための施設の整備など</li> <li>● 生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など</li> </ul>	特定農産加工資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いわし、さばなどの水産加工施設の整備など</li> </ul>	水産加工資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など</li> </ul>	新規用途事業等資金	15年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲用牛乳の処理施設の整備</li> <li>● 乳製品の製造施設の整備</li> <li>● 牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備</li> </ul>	乳業施設資金	15年	3年
	<b>農畜水産物の流通システム整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売市場、場内業者施設の整備</li> <li>● 生産者と食品製造業者とが提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備</li> <li>● 生産者と食品販売業者とが提携して実施する食品流通システムの整備</li> </ul>	食品流通改善資金	15～25年	3～5年	

- 1: 融資の限度額について  
一般的には、融資対象事業により資金のご利用先が負担する額の30～80%を上限に融資することとしています。  
なお、融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。
- 2: 融資の利率について  
● 利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です。  
(資金によっては融資後10年経過ごとに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります。)  
● 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。  
● なお、最新の金利は日本政策金融公庫農林水産事業のホームページ(<http://www.afc.jfc.go.jp>)でご覧いただけます。
- 3: ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本政策金融公庫支店(農林水産事業)または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

# 平成21年度からの新しい融資制度(トピックス)

融資制度について、農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営支援を一層強化するため、21年度(一部20年度の途中)から以下の措置がなされました。

## 1—各種無利子制度の創設

省エネルギー・低コスト化への取組の支援、雇用の創出に結びつく取組の支援などを目的として、平成20および21年度の補正予算措置により、スーパーL資金およびセーフティネット資金(農業)に新たな無利子化制度が創設されました。

### ●スーパーL資金の無利子制度の概要

対象となる方	認定農業者(農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた方)
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金など
融資限度額	個人5百万円超1億円以下、法人5百万円超3億円以下
返済期間	25年以内(うち据置期間10年以内)
要件	①省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業 省エネ・低コスト化に取り組み、経費率を5%以上引き下げることが確実なこと ②雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業 経営改善の取組を通じて、新たな雇用に創出することが確実なこと

### ●農林漁業セーフティネット資金(農業)の無利子制度の概要

対象となる方	認定農業者、認定就農者、一定の要件を満たす集落営農であって、災害による被害、行政指導、社会的・経済的環境の変化など、本人の責めに帰さない事由により、経営の維持安定に資金が必要な農林漁業者の方
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額	300万円 特認 年間経営費等の3/12以内(簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)
返済期間	10年以内(うち据置期間3年以内)
要件	①農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業 認定農業者などであって、省エネ・低コスト化に取り組んでいる又は取り組もうとしていること ②農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業 認定農業者などであって、全国農業会議所等の経営診断を受診していること

## 2—無担保・無保証制度の充実

経営実績などを評価することで無担保・無保証でスーパーL資金を利用できる円滑化貸付制度の融資限度額が引き上げられました。

### ●スーパーL資金の無担保・無保証制度の概要

対象となる方	農業経営改善計画の目標水準に達していること、過去5年間に制度資金の延滞がないことなど	
資金の使いみち	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金等 ※経営の安定化(負債の整理など)は、対象外です。	
融資限度額	個人の場合 1,000万円→2,000万円 法人の場合	
	売上高	融資限度額
	5,000万円未満	2,000万円→4,000万円
	5,000万円以上 1億円未満	3,000万円→6,000万円
	1億円以上	5,000万円→1億円
	※融資限度額が左記金額から右記金額に引き上げられました。	
返済期間	25年以内(うち据置期間10年以内)	

## 3—セーフティネット機能の強化

農林漁業経営の維持安定を図るために必要な資金を融通する農林漁業セーフティネット資金をより幅広い皆さまにご利用いただけるよう、貸付要件の拡充が図られました。



## ●農林漁業セーフティネット資金の概要

対象となる方	農林漁業を営む個人または法人(一定の要件を満たした方)
資金の使いみち	経営の維持安定に必要な長期運転資金
融資限度額	300万円 特認 年間経営費等の3/12以内(簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)
返済期間	10年以内(うち据置期間3年以内)
要件	追加された3要件 ●最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること ●前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること ●前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数(長期負債÷(純利益額+減価償却費))が20年以上であること

## 4—様々な資金ニーズへの対応

新規性、チャレンジ性が高いと認められる「新規分野等挑戦事業」に取り組む法人を支援するため、借入金の一部を自己資本とみなすことができる「資本的劣後ローン」が創設されました。

また、農商工等連携事業計画の認定を受けた者が行う農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得などを支援するため、農林漁業施設資金(共同利用施設)に特別利率が措置されました。

## ●資本的劣後ローン〔農林漁業施設資金(特別振興事業にかかる施設)〕の概要

対象となる方	新規分野等挑戦事業に取り組む農林漁業を営む方(法人に限る)
資金の使いみち	新規分野等挑戦事業を実施するために必要な設備資金およびその設備の整備に関連して必要となる立ち上がり運転資金
融資限度額	負担する額の80%又は1億円のいずれか低い額
返済期間	18年(うち据置期間8年)

## ●農林漁業施設資金(共同利用施設)の概要

対象となる方	農林漁業者の組織する団体など
資金の使いみち	国が認定した「農商工連携事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得など
融資限度額	負担する額の80%
返済期間	20年以内(うち据置期間3年以内)

## 5—米穀の新用途への利用促進のための融資制度(食品安定供給施設整備資金)の創設

米穀の新用途(米粉用・飼料用)への利用を促進し、貴重な食料生産基盤である水田を最大限に活用して食料の安定供給を確保するため、米粉・飼料用米の需要拡大を促進する施設整備などに対する融資制度が創設されました。

## ●食品安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進)の概要

対象となる方	●米粉または飼料(米穀を原材料とするもの)の製造者 ●米粉加工品(米粉パン、米粉めん等)の製造業者 ●原料米、米粉、米粉加工品の流通業者など
資金の使いみち	「米穀の新用途への利用に関する法律」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う、製造・加工・流通施設の整備及び関連して必要となる費用
融資限度額	負担する額の80%
返済期間	10年超15年以内(うち据置期間3年以内)

## 6—森林、林地取得の支援による安定的な森林経営の推進

経営規模の拡大や林業経営の改善を図ろうとする意欲的な林業経営者を支援するために、林業経営育成資金(森林取得・林地取得)の融資限度額が引き上げられました。

※上記の各資金のご利用には、上記以外にも各種要件を満たす必要があります。詳しくは、最寄りの日本公庫支店(農林水産事業)までご相談ください。

# ご相談窓口一覧

- 農林水産事業の担当職員を配置する支店 48
- テレビ電話設置支店 104

## 〔定期相談窓口を設置しています〕

支店のほか、皆さまのお近くの施設で経営や資金のご利用に関する定期相談窓口を設置しています。

農林水産事業の担当職員を配置する最寄りの支店か、お客さまフリーコール **0120-926478** にお問い合わせください。

福岡支店 〒 810-0001 福岡市中央区天神4-2-20天神幸ビル7階 ☎ 092-751-5736 FAX 092-781-2799 ✉ fukuoka@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911706	鳥取支店 〒 680-0834 鳥取市永楽温泉町271朝日生命鳥取ビル5階 ☎ 0857-20-2151 FAX 0857-20-2181 ✉ tottori@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-926437	富山支店 〒 930-0004 富山市桜橋通り2-25富山第一生命ビル2階 ☎ 076-441-8411 FAX 076-441-8414 ✉ toyama@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959043
佐賀支店 〒 840-0801 佐賀市駅前中央1-5-10 朝日生命佐賀駅前ビル8階 ☎ 0952-27-4120 FAX 0952-27-4125 ✉ saga@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959045	松江支店 〒 690-0887 松江市殿町111 松江センチュリービル7階 ☎ 0852-26-1133 FAX 0852-24-5334 ✉ matsue@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911691	金沢支店 〒 920-0919 金沢市南町6-1朝日生命金沢ビル5階 ☎ 076-263-6471 FAX 076-223-1267 ✉ kanazawa@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911632
長崎支店 〒 850-0033 長崎市万才町6-38明治安田生命長崎ビル7階 ☎ 095-824-6221 FAX 095-827-5185 ✉ nagasaki@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911739	岡山支店 〒 700-0826 岡山市北区磨屋町9-18-401 岡山県農業会館4階 ☎ 086-232-3611 FAX 086-233-7220 ✉ okayama@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911694	福井支店 〒 918-8004 福井市西木田2-8-1福井商工会議所ビル3階 ☎ 0776-33-2385 FAX 0776-33-2387 ✉ fukui@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-926473
熊本支店 〒 860-0842 熊本市南千反畑町2-6 ☎ 096-353-3104 FAX 096-322-8654 ✉ kumamoto@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911724	広島支店 〒 730-0042 広島市中区国泰寺町2-3-20 ☎ 082-249-9152 FAX 082-249-9102 ✉ hirosima@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959016	岐阜支店 〒 500-8819 岐阜市千石町2-22 ☎ 058-264-4855 FAX 058-264-5114 ✉ gifu@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-926483
大分支店 〒 870-0034 大分市都町2-1-12 ☎ 097-532-8491 FAX 097-532-8484 ✉ oita@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959017	山口支店 〒 753-0074 山口市中央5-2-47 ☎ 083-922-2140 FAX 083-922-2142 ✉ yamaguchi@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-926475	静岡支店 〒 422-8067 静岡市駿河区南町18-1サウスポット静岡5階 ☎ 054-286-0233 FAX 054-286-0190 ✉ shizuoka@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959041
宮崎支店 〒 880-0805 宮崎市橋通東3-6-30 ☎ 0985-29-6811 FAX 0985-28-3387 ✉ miyazaki@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-373055	名古屋支店 〒 450-0002 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル6階 ☎ 052-582-0741 FAX 052-583-0782 ✉ nagoya@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911658	津支店 〒 514-0021 津市万町津133 ☎ 059-229-5750 FAX 059-229-5760 ✉ tsu@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959014
鹿児島支店 〒 892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル9階 ☎ 099-805-0511 FAX 099-226-5155 ✉ kagoshima@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911725	大津支店 〒 520-0047 大津市浜大津1-2-28 ☎ 077-525-7195 FAX 077-525-7270 ✉ otsu@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959044	
	京都支店 〒 600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20 四条烏丸FTスクエア9階 ☎ 075-221-2147 FAX 075-255-0864 ✉ kyoto@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911683	
	大阪支店 〒 530-0057 大阪市北区曾根崎2-3-5梅新第一生命ビル8階 ☎ 06-6131-0750 FAX 06-6131-0755 ✉ osaka@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911689	
徳島支店 〒 770-0856 徳島市中洲町1-58 ☎ 088-656-6880 FAX 088-656-6883 ✉ tokushima@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-926495	神戸支店 〒 650-0023 神戸市中央区栄町通5-2-19 ☎ 078-362-8451 FAX 078-362-8454 ✉ kobe@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-959015	
高松支店 〒 760-0023 高松市寿町2-2-7COI高松ビル3階 ☎ 087-851-2880 FAX 087-822-7350 ✉ takamatsu@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911698	奈良支店 〒 630-8253 奈良市内侍原町51-1 ☎ 0742-26-8781 FAX 0742-26-8770 ✉ nara@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-926457	
松山支店 〒 790-0003 松山市三番町6-7-3 ☎ 089-933-3371 FAX 089-933-2950 ✉ matsuyama@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911695	和歌山支店 〒 640-8158 和歌山市十二番丁58 ☎ 073-423-0644 FAX 073-423-0647 ✉ wakayama@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-926425	
高知支店 〒 780-0834 高知市堺町2-26高知中央第一生命ビル3階 ☎ 088-825-1091 FAX 088-825-1096 ✉ kochi@afc.jfc.go.jp ☎ 0120-911927		

- ▶ 東京都のテレビ電話設置支店: 東京中央・新宿・大森・池袋・江東・千住・渋谷・五反田・上野・板橋・立川・三鷹・八王子
- ▶ 神奈川県 of テレビ電話設置支店: 横浜西口・川崎・小田原・厚木
- ▶ 大阪府 of テレビ電話設置支店: 大阪西・阿倍野・十三・大阪南・玉出・守口・東大阪・堺・泉佐野・吹田

**新潟支店** 30  
 〒 951-8113  
 新潟市中央区寄居町344-1新潟農林ビル4階  
 ☎ 025-222-6151 FAX 025-224-3323  
 ✉ niigata@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911576

**長野支店** 31  
 〒 380-0836  
 長野市南県町1081長野東京海上日動ビル5階  
 ☎ 026-227-8900 FAX 026-227-8954  
 ✉ nagano@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911598

**甲府支店** 32  
 〒 400-0031  
 甲府市丸の内2-26-2  
 ☎ 055-228-2182 FAX 055-228-2188  
 ✉ kofu@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-926482

**水戸支店** 33  
 〒 310-0026  
 水戸市泉町1-2-4水戸泉町第一生命ビル7階  
 ☎ 029-232-3623 FAX 029-232-3627  
 ✉ mito@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-926427

**宇都宮支店** 34  
 〒 320-0026  
 宇都宮市馬場通り1-1-11宇都宮TDビル3階  
 ☎ 028-622-9195 FAX 028-622-9199  
 ✉ utsunomiya@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-959042

**前橋支店** 35  
 〒 371-0023  
 前橋市本町1-6-19  
 ☎ 027-243-6061 FAX 027-243-6065  
 ✉ maebashi@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-926481

**札幌支店** 36  
 〒 060-0004  
 札幌市中央区北四条西5-1アスティ45ビル9階  
 ☎ 011-251-1261 FAX 011-221-0434  
 ✉ sapporo@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911486

**帯広支店** 37  
 〒 080-0013  
 帯広市西3条南6-2  
 ☎ 0155-27-4011 FAX 0155-27-4014  
 ✉ obihiro@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-926472

**北見支店** 38  
 〒 090-0036  
 北見市幸町1-2-22  
 ☎ 0157-61-8212 FAX 0157-61-8215  
 ✉ kitami@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-926474

**青森支店** 43  
 〒 030-0861  
 青森市長島1-4-2  
 ☎ 017-777-4211 FAX 017-777-3518  
 ✉ aomori@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911495

**本店** ◆  
 〒 100-0004  
 千代田区大手町1-9-4  
 大手町フィナンシャルシティノースタワー

**東京支店** 39  
 〒 100-0004  
 千代田区大手町1-8-2新公庫ビル2階  
 ☎ 03-3270-9791 FAX 03-3270-9248  
 ✉ tokyo@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911624 0120-911953

**さいたま支店** 40  
 〒 330-0802  
 さいたま市大宮区宮前1-109-1  
 大宮宮町ビル6階  
 ☎ 048-645-5421 FAX 048-645-5105  
 ✉ saitama@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911564

**千葉支店** 41  
 〒 260-0013  
 千葉市中央区中央4-13-9  
 ☎ 043-227-4435 FAX 043-227-4438  
 ✉ chiba@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-926471

**横浜支店** 42  
 〒 231-8831  
 横浜市中区南仲通2-21-2  
 ☎ 045-641-1841 FAX 045-641-1891  
 ✉ yokohama@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-959013

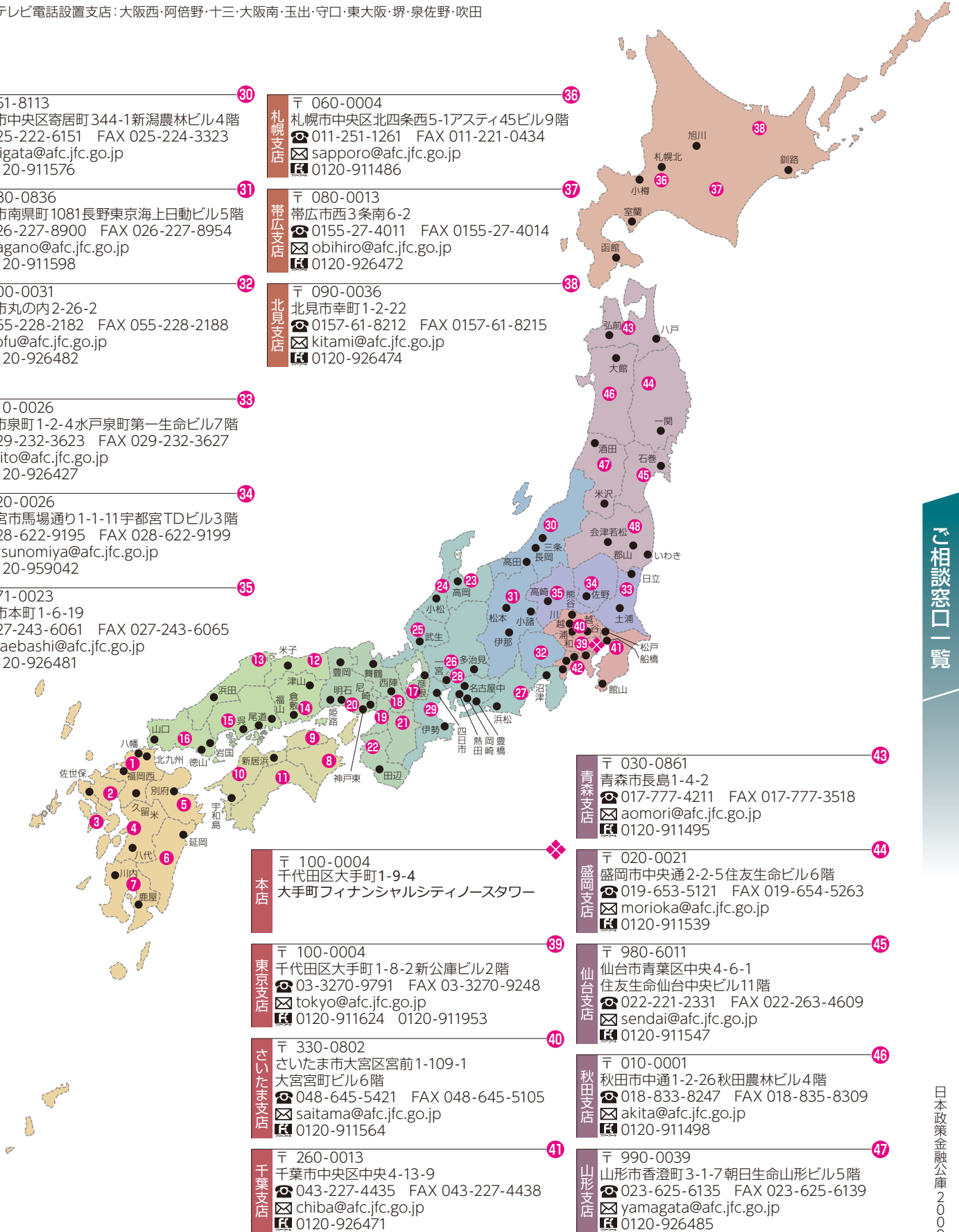
**盛岡支店** 44  
 〒 020-0021  
 盛岡市中央通2-2-5住友生命ビル6階  
 ☎ 019-653-5121 FAX 019-654-5263  
 ✉ morioka@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911539

**仙台支店** 45  
 〒 980-6011  
 仙台市青葉区中央4-6-1  
 住友生命仙台中央ビル11階  
 ☎ 022-221-2331 FAX 022-263-4609  
 ✉ sendai@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911547

**秋田支店** 46  
 〒 010-0001  
 秋田市中通1-2-26秋田農林ビル4階  
 ☎ 018-833-8247 FAX 018-835-8309  
 ✉ akita@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-911498

**山形支店** 47  
 〒 990-0039  
 山形市香澄町3-1-7朝日生命山形ビル5階  
 ☎ 023-625-6135 FAX 023-625-6139  
 ✉ yamagata@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-926485

**福島支店** 48  
 〒 960-8041  
 福島県大町1-16  
 ☎ 024-521-3328 FAX 024-521-3385  
 ✉ fukushima@afc.jfc.go.jp  
 ☎ 0120-959046



ご相談窓口一覧

日本政策金融公庫2009農林水産事業



平成21年8月発行

この冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に定められた環境物品の基準に適合する再生紙を使用しています。



環境にやさしい大豆油インキを使用しています。